

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【会社名】	窪田製薬ホールディングス株式会社
【英訳名】	Kubota Pharmaceutical Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長、社長兼最高経営責任者 窪田 良
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山一丁目15番37号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役会長、社長兼最高経営責任者である窪田良は、当社及び連結子会社（以下、当社グループという）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠致しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定致しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループが研究開発型の企業であり、企業活動の指標としては事業費用が最も重要であることから、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、事業費用を指標に、その3分の2以上を占める事業拠点を重要な事業拠点として選定し、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「収益」、「研究開発費」、「販管費」、「未払債務」及び「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点に関わらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日において、当社グループの財務報告に係る内部統制には以下のとおり開示すべき重要な不備が存在すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

(1) 開示すべき重要な不備の内容

当連結会計年度の決算及び監査のプロセスにおいて、当初公表した決算短信の数値に誤謬が判明し、その後の監査手続の過程で重要な修正を行うとともに、訂正開示を行うこととなりました。

これは主として、決算・財務報告プロセス及び在庫管理プロセスに係る以下の内部統制上の不備に起因するものです。

- 決算体制の整備不足：

棚卸作業を含む決算実務を担う人員の専門性及び人員体制が十分ではなく、棚卸、決算及び開示書類の作成において十分な検証時間を確保できる体制が構築されていませんでした。

- モニタリング及びレビュー体制の不備：

財務経理部におけるレビュー機能が十分に機能しておらず、複雑な会計処理及び開示書類の正確性を担保する統制が十分に整備及び運用されていませんでした。

(2) 当連結会計年度末までに是正されなかった理由

当該不備は、当連結会計年度の決算・財務報告プロセス、在庫管理プロセスにおいて判明したものであり、当連結会計年度末日後に識別されたため、当連結会計年度末までに是正措置を完了することができませんでした。

(3) 重要な不備に対する是正方針

当社グループは、財務報告の信頼性を確保することの重要性を認識し、本不備を解消するため、以下の是正措置を講じております。

1. 専門的人員の増員及び適切な配置：

専門知識及び実務経験を有する人員の採用及び配置を進め、会計判断の適正化及び検証プロセスの強化を図っております。

2. 決算・財務報告プロセスの見直し：

決算スケジュールの前倒し管理を徹底するとともに、証憑突合を含む複層的なチェック体制を整備し、レビュー統制の整備及び運用の強化を図っております。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。